

守屋裕子です。日本共産党県議団を代表して一般質問を行います。

1. 検査・ワクチン・補償で、新型コロナウイルス感染症収束へ

(1) いまこそ思い切ったPCR検査拡充で感染拡大の封じ込めを

コロナ禍の中で、知事はじめ県職員のご奮闘に心から敬意と感謝を申し上げます。感染者数は減少傾向とは言え、変異株の動向などまだまだ予断を許しません。

世界中にコロナパンデミックが広がる中、感染拡大の抑制に成功している国があります。オーストラリアでは、本人が少しでも気になる症状があったらPCR検査を無料で受けられ、のべ検査実施率は45%です。イタリアでは、自覚症状がなくてもホームドクターの処方箋があれば公立の施設での検査が無料です。フランスも自覚症状がなくてもPCR検査を受けられます。埼玉県は日本全国で見れば検査数第2位ですが、この世界の水準から見れば十分とはいえません。

ワクチン接種だけでは、感染は収束しません。PCR検査による無症状の患者把握・保護が重要です。思い切って検査を広げていくことに舵を切り替えていくべきです。知事、検査体制のさらなる強化についてのご所見を伺います。

今年に入り、県は、高齢者や障害者の入所施設での定期的検査を実施し拡充してきており、この点をわが党は高く評価するものです。検査の中で無症状の感染者が38人見つかります。感染拡大を抑えるために、わが党は繰り返し福祉施設での定期的検査の実施を求めてきましたが、まさにこの検査が施設内感染を抑え込む力を発揮しているのではないのでしょうか。

一方で、保育士の方から次のような声が寄せられました。「私たちは園児が泣いたら抱っこし密に接することを避けられない。それにも関わらず、定期的検査の対象や、ワクチンの優先接種対象とならないのはなぜですか。」デルタ株の流行によって、児童や乳幼児にも感染の広がりが見られます。不安は当然と言えます。

広島県では、全県民および県内への通勤者を対象に、県内6か所でPCRセンターを設置し、誰でも何度でも検査を受けられる体制を確立しています。また、市中感染の可能性を抑え込むために、期間限定で広島駅や公園など県内3会場にサテライトPCRセンターを設置し、予約不要で検査キットを渡しています。

こうした取り組みを埼玉でも取り入れ、県民の不安にぜひ応えていただきたい。伺います。が現在実施している定期的な検査の結果と保育所や学童、放課後等デイサービスのよう子どもたちと密着しケアを行う職種については早急に定期的検査対象にすることについて福祉部長答弁を求めます。

また、集団検査をエッセンシャルワーカー全体に広げることについて。あわせて広島方式の導入について、保健医療部長の答弁を求めます。

(2) 希望者全員のワクチン接種実施のために

ワクチン接種について菅首相は、「高齢者接種を7月末完了、一日100万回接種」と大号令をかけ、さらに、「11月までに必要な国民について全て終える」と表明しました。目標が先走り根拠不明なままでの接種の前倒しとなってはなりません。

接種の早期完了は多くの国民の願いですが、何をもって接種完了とするのか、国は示しておりません。「接種率65%で完了」とする自治体もあれば、「高齢者全体の80%が2回接種終えた時点」など様々です。副反応リスクから接種を受けない人もありますが、そうした判断は尊重されなければなりません。県は10日に、「高齢者接種を7月末までに終わらせる」とし、県内高齢者196万人の71.3%接種を目標とすると発表しました。そこで知事にお伺いします。71.3%とした根拠と接種完了の定義をお示し下さい。目標達成には、自治体の協力が不可欠です。県の方針を受け、接種計画の見直しを迫られる自治体も出ています。県として、どう調整を図り達成するおつもりか、お答え下さい。

県は、集団接種会場をウエスタ川越など4か所に拡大しましたが、高く評価しております。また警察官への先行接種と合わせ、エッセンシャルワーカーへの優先接種が示されました。対象者は約80.6万人で、今後、県と市町村とで検討することです。60歳から64歳の方への接種券をすでに発送し予約受付を始めた伊奈町はじめ、各自治体が独自に次の接種へと動き始めています。高齢者の次の接種については、大学受験や就職活動を抱える高校生や大学生などへの接種が待たれる一方で、中高生への接種より基礎疾患のある人を、の声もあり様々です。今後の64歳以下への接種について、県としての基本的方針を明確に示して頂きたい。特に、障害者への接種を急いで頂きたいがどうか。さらに今後、自治体をどう支援していくつもりか、お答え下さい。

一部の大学や大企業での接種が始まりました。医師や看護師、会場を自ら確保した上で、接種計画を提出し承認されれば、国からワクチン、注射器などが提供されるスキームの為、医学部のある大学が先行し、そうでない大学では対応が困難と聞きます。また、産業医等の体制を持つ大企業と違い、中小企業も困難です。大学及び職域での接種をどう進めていくつもりか、見解を求めます。

寝たきりの高齢者が感染すると重症化しやすいと言われます。しかし、そうした方々は、接種会場へ行くこと自体が困難です。これでは寝たきり高齢者が取り残されてしまいます。厚労省は「在宅介護の方もワクチン接種は可能」と言いますが、その方法については、市町村に相談して欲しい、と自治体任せです。訪問接種の検討をはじめた自治体はまだわずかです。そこで県として、寝たきりの高齢者をワクチン接種から取り残すことのないよう市町村を支援して頂きたい。以上、3点保健医療部長の答弁を求めます。

(3) 東京五輪・パラリンピックは中止し、コロナ対策に全力を

知事は6月7日の記者会見で、県内2ヶ所で予定していたパブリックビューイングについて「感動と興奮を共有する意義と（感染拡大の）リスクを総合的に勘案した」として、中止の決断をしました。一方で埼玉県は、児童生徒の東京五輪・パラリンピック観戦チケット約

9万枚を教員の引率・公共交通機関利用を基本として配布しています。すでにさいたま市や朝霞市、越谷市などでは「子どもの安全を第一に考えた」「観客を収容するかどうかなど、不確定な要素が多い」などとし、辞退を決めました。県として各自治体まかせにせず、児童生徒の観戦動員も、聖火リレーも、パブリックビューイング中止と同様の理由から中止すべきです。そして、そもそも国民の命をリスクにさらす東京五輪・パラリンピックそのものを中止すべき時です。

子どもたちの東京五輪・パラリンピック観戦動員、聖火リレーの中止を決断していただきたい。そして同時に、国に対し、東京五輪・パラリンピックの中止を求めています。知事の答弁を求めます。

(4) 学生・女性の貧困への緊急対策を求める

新型コロナウイルス感染症の拡大により、「昼のバイトの収入が減り、夜勤してそのまま学校へ行く生活」「飲食店のバイトが週4時間ぐらい減ってしまった」などの声が今も寄せられています。大野知事は、党県議の12月議会の学生への緊急支援に対して「生活に困窮する学生をだれ一人取り残さず、夢と希望の持てる埼玉の実現に向けてしっかりと取り組んでまいります」と答弁しております。しかし、県の機構の中には学生支援を行う部署がありません。ぜひ、この答弁にもとづいて横断的な組織を立ち上げていただきたい、知事の答弁を求めます。

長崎県では、国の制度に上乗せして経済的に困窮している私立専門学校生等の授業料減免をしています。補助率3分の2で1人当たり上限6万5600円です。長崎県と同様に本県でも実施することについて総務部長の答弁を求めます。また「学びの継続のための学生支援緊急給付金」などの制度の拡充を求め学生支援策について国へ要請すべきです。福祉部長答弁を求めます。

次に女性の貧困問題について伺います。12月議会において党県議が、コロナ禍で女性を取り巻く雇用状況や生活環境が急激に悪化し、自殺が増えていること、DV相談件数も増えていることなど取り上げました。コロナ禍では女性の貧困や暴力の問題が明らかであり、これを放置すればジェンダーギャップはさらに開くだろうと世界的にも認識されています。グテレス国連事務総長は、新型コロナに関するすべての意思決定の場への女性の参画、コロナによる影響に対処するすべての枠組みへのジェンダー視点の主流化などを提言しています。コロナ禍の中でジェンダー平等と女性の貧困問題についての知事の認識についてお答えください。

具体的な問題として今、生理用品の支援が全国各地で広がり、東京都では9月から実施すると聞いております。県内市町村でも無償提供の動きが始まっていますが、これらのとりくみについて県としても支援すべきです。福祉部長答弁を求めます。わが党は5月25日に

県に緊急申し入れを行い、生理用品の無償提供を求めており、県立高校への配布を知事は表明しています。これは高く評価するものですが、すべての県有施設において生理用品の無償提供を行うべきです。福祉部長の答弁を求めます。

(5) 感染症等緊急事態に対処できる県職員体制の構築を

今年1月、本県では新型コロナ陽性者が最大となりました。この時期の職員の時間外勤務状況を調べてみましたが、課職員全員の平均の最長は感染症対策課で月137時間という異常な長時間勤務でした。感染症対策課の時間外勤務最長の職員は218時間、保健医療政策課213時間、熊谷保健所の最長は208時間。200時間上回る時間外勤務を行った職員は、6人に上りました。

民間企業では、労基法によって年720時間、繁忙期であっても月100時間以上の時間外勤務は許されません。不十分とはいえ100時間と時間外規制を定めたのは、これ以上働けば過労死してしまうという国民運動に押されたからです。200時間という労基法の規制のはるか上に行く時間外勤務は根絶すべきと考えますが、知事の答弁を求めます。

県職員組合は、月の時間外勤務80時間、年間360時間を超える職場には、早急に特別な措置を講じるよう要求しています。第1に200時間を超える職員の存在する部署に、早急に対策を講じていただきたい。第2に、県民あたりの職員数が全国最小であるところに、根本問題があります。早急に県民あたりの職員数をせめて平均規模に引き上げていただきたい、知事の決意を求めます。

2、子どもの最善の利益を求め、児童虐待の解決を、

(1) 家族の再出発にむけて保護者の支援強化を

2019年6月の児童虐待防止法改正では、児童相談所における一時保護等の介入的対応を行う職員と、保護者支援を行う職員を分けるなどの措置を講ずることが定められました。子どもの最善の利益を求め、保護介入と家族統合を両立させるための一つの方向性として示されたものと言えます。

先日、わたくしは小学校5年と、4歳の子供を抱えたシングルマザーから「児童相談所に保護された子供を返してほしい」という相談を受けました。4歳の子が重症の障害児で保育所の受け入れ先がなく、深夜子供が寝てからコンビニで働くという生活をしていたところ、ネグレクトと判断され、児童相談所に小5の児童が保護されたのです。私は、市と相談し、保護者の生活保護受給の見通しをつけ、4歳の障害児の受け入れ先を探しました。私が、このお母さんと初めて会ったとき、「2人の子供を一人で育てて、ほんとうに頑張ってきたね」といったところ、お母さんはぼろぼろ涙を流し、「そんなことを言われたのは初めてです」といいました。虐待をする保護者の多くはDVや虐待被害者であったりと、自身が支援の必要な方です。福祉部長、虐待対策における家族再統合の意義、そのための保護者支援をどの

ように考えているのか、児童相談所職員の中で家族・自立支援担当の体制を強化していくことについて答弁を求めます。

党県議団のもとには、保護された子供を返してほしいという相談が多数寄せられています。明石市では、生後 50 日の赤ちゃんが一時保護され、その後 1 年 3 か月にわたり離れ離れになったのち、「虐待はなかった」と家庭裁判所が判断し、市長が謝罪をしました。明石市は、一時保護を迅速に行うことは大切としながらも、その後の解除にあたっては、第三者委員会が審査を行う取り組みを開始しています。私はこのような第三者組織も検討すべきと考えますが、福祉部長答弁を求めます。

(2) 児童養護施設などでの虐待をなくすために

2 月定例会における予算特別委員会の場で、わが党は、児童養護施設における虐待を取り上げました。施設内虐待は 2014 年度から 2019 年度の 6 年間で 14 件発生し、被害児童 31 名と非常に深刻です。虐待から逃れた児童が、児童養護施設で再び虐待を受けるような事態はなんとしてもなくさなければなりません。

川越市にある埼玉育児院は、2004 年、当時の施設長と職員の虐待により改善委員会が立ち上がりました。現施設長は、改善委員会の委員長に要請されて統括主任としての任につき、2016 年外部から施設長に就任しました。現施設長は「力の支配があるところに虐待がはびこる。職員と子どもとの関係はもちろん、職員同士、子ども同士でも暴力は許さない。力の支配しか知らない子どもたちが関わりの中で力の支配でない方法を学んでいく」と話しておられました。

施設内虐待を根絶させるためにも、問題のあった施設には積極的に外部スーパーバイザーを入れるべきです。また、職員の悩みを聞き子どもへの対応を相談する外部相談員も置くべきと考えますが、福祉部長の答弁を求めます。

厚労省の有識者会議が「子どもアドボケイト＝意見表明支援員」の配置を、都道府県などの努力義務とするよう求めています。子どもの声を聞き、権利が守られるように周囲に働きかける人がアドボケイトです。大分県では養成と派遣を大分大学に委託し、研修を受講した大学生や社会人らが一時保護所や里親家庭、児童養護施設などで活動を行っています。本県においてもアドボケイト養成と派遣を行っていただきたい。福祉部長お答えください。

埼玉育児院の施設長は「今後児童家庭支援センターを作りたい」と話しておられました。児童家庭支援センターは 1997 年の法改正によって制度化された地域相談機関です。児童の保護者をはじめ、里親の相談や必要な支援も行います。関係機関の連絡調整も行います。現在、千葉県には児童家庭支援センターが 13 カ所ありますが埼玉には 3 カ所しかありません。児童家庭支援センターをせめて千葉県並みにすべきではないですか。答弁を求めます。

3、荒川調節池と J R 川越線架け替えについて

2019年の台風19号により、荒川水系では入間川流域の支川7カ所(越辺川2カ所、都幾川5カ所)の越水・決壊が発生、内水被害もありました。私の地元川越市でも甚大な被害があり、二度とあのような被害をくりかえさない、その思いで質問いたします。

荒川第二・第三調節池は2030年度完成予定と伺っております。さいたま市羽根倉橋から上尾市開平橋までの調節池は、荒川河川敷の中に囲ぎょう堤という巨大な堤防を建設貯水することによって、笹目橋地点の水位を80センチ引き下げ、東京都と本県戸田市・和光市・川口市などの決壊リスクを抑えるものです。一方、第1調節池とちがって、囲ぎょう堤を積み上げるだけで、ほとんど掘削はしないので、調節池の上流側では計画高水位よ(けいかくこうすい)よりも高くなるということです。

そこで質問させていただきます。第2調節池予定地上流には、入間川と荒川の合流地点があります。入間川流域では先ほど申し上げたように一昨年堤防決壊による大きな被害がありました。第3調節池上流には、上尾市平方のように無堤地区もあります。調節池の上流部で水位がどのように変化するのか、上流地域の堤防強化や河道掘削はどの程度の規模を想定しているのか、県土整備部長の答弁を求めます。

次にJR川越線の荒川橋梁ですが、この橋梁と周辺の堤防は高さや幅が不足しており、堤防と川越線をかき上げする必要があります。そのため国土交通省は川越線橋梁架け替えを実施すると公表しています。かけ替えの新設ルートなど具体的計画やスケジュールは今年度中公表ときいています、いつ明らかにされるのかご答弁を求めます。架け替えと同時に複線化を図ることについても、企画財政部長の答弁を求めます。

調節池建設とJR川越線架け替えは同時並行で行われるとのことで、完成年度は2030年の予定ですが、これではあと9年間は、橋梁と堤防は低いままということになりかねません。その間、どのように決壊を防ぐのか住民は本当に心配しています。早急に対策を求めますがどうか、県土整備部長の答弁を求めます。

4 自然への負荷を減らした発電へ、太陽光発電施設による乱開発から比企丘陵を守れ

(1) CO2を減らすために、森林を伐採する矛盾解決へ、厳しい促進区域基準設定を

5月26日に成立した、改正地球温暖化対策推進法は2050年カーボンニュートラルを目指し再生可能エネルギーの導入目標を定めるよう求めています。ぜひ、積極的な目標を設定してほしいと思います。また都道府県は市町村が定める地域脱炭素化促進区域の設定に関する基準を定めることができるとしています。

埼玉県生態系保護協会によると、国内に出力500キロワット以上の太陽光発電所は8725施設あり、その85%が林地に建設されているといます。協会は「CO2を減らすための太陽光発電の施設を、CO2を固定している木々を切ってつくるというのは本末転倒な行為です。」と鋭く指摘しています。知事にお伺いしますが、生態系保護協会の指摘をどのように受け止めますか？また改正温対法の促進区域の設定に関する基準の決定にあたっては、国の動向

まちにはせず、林地は設定しないなど、環境や地域への配慮を徹底してほしいのですが、どうか？また自然公園など絶対に開発をすべきではない地域を設定していただきたいのですがどうか？以上3点答弁を求めます。

(2) 県内最大の小川町のメガソーラー計画に県は厳しい意見書提出を

小川町笠原・飯田地区にまたがるメガソーラー計画は、事業区域 86 ヘクタール、森林伐採規模は 29.9ヘクタール、40メガワットの県下最大のメガソーラー計画です。この計画が、第 1 に土砂災害警戒区域にあり、すぐ下に民家があること、第 2 に貴重な渡り鳥の営巣や生息が確認されていること、第 3 に事業目的も事業者名もくるくるかわる事業者に対する不信感などの理由により、住民たちは、計画中止を強く求めています。

今年 4 月に国のアセスメント制度にもとづく準備書縦覧開始後の住民説明会が行われましたが、事業者の説明会周知が不十分であったとして、2 回の説明会で参加者全員が退席するという事件がおきました。しかし他町村での説明会が終了したことから、事業者は説明会終了としています。

5 月 27 日の参議院環境委員会での共産党山下よしき議員の飯能市阿須山中のメガソーラー計画についての質問に答えて、小泉進次郎大臣は「全国の中で事業者の進め方、また地域のみなさんの思いがうまくまとまらず再生エネルギー全般に対するイメージが悪くなっている」とその改善の必要性を述べています。まず地域と再生エネルギー共存に対する大臣の発言への知事の見解を求めます。

現在、小川町の計画は、環境影響評価準備書に対する意見のとりまとめが行われている最中です。すでに住民からは 300 を超える中止を求める意見書が提出されたとうかがっています。県も準備書に対する意見書を準備中です。ぜひ、こうした住民の声を尊重し、説明会の再開と住民に誠意をもって対応すべきむね明記すること、環境部長答弁を求めます。

この土地には絶滅危惧 IA 類の猛禽類サシバの営巣や IB 類の渡り鳥ミゾゴイの巣、IB 類のサンコウチョウの生息が確認されています。サシバ・ミゾゴイは生物多様性が豊かであることを示す指標種ともいわれています。5 月の G7 気候・環境大臣会合について、笹川環境副大臣は「気候変動と生物多様性損失は相互に影響を与え合っており、その対策は双方に良い効果ももたらすのであり、両者にプラスとなるような対策が重要なカギである」と述べています。この副大臣の発言に対する知事の見解をお示してください。

また一方で小川町のメガソーラー計画が進んでいますが、どのようにこの地域の生物多様性をまもるのか。特にこれまで、希少植物であれば移植が行われてきましたが、渡り鳥の営巣・生息はどのように守るのか、知事お答えください。

(3) 太陽光発電施設の適正な設置を求める条例制定を

太陽光発電施設の規制について、県のガイドラインに基づき市町村はガイドラインを作成してきていますが、強制力がなく実効性がありません。このような中で、県内では、日高

市・川島町、吉見町が独自の条例を定めています。

吉見町内ではここ 10 年の間に、165 件の事業用太陽光発電施設が設置され、今後も約 180 件計画されています。吉見町の条例は、10 キロワット以上の施設の届け出、事前協議を義務付け、違反事業者の氏名公表という、ガイドラインから大きくすすんだものです。吉見町の担当者は、条例の成立で未稼働の施設約 180 の半数ぐらいは抑制できるのではないかと語ってくれました、

和歌山県の条例では、太陽光発電事業計画の認定・関係への説明の義務付けをしています。兵庫県条例では、0.5 ヘクタールの特定小規模施設にも自然環境調査を実施します。また「動植物の保全」を施設基準に盛り込んでいます。また、山梨県では条例準備中ですが、長崎幸太郎知事は、「抜け道を許さない日本一の条例にする」と記者会見で話していました。そこで知事に伺います。これまで、党県議団の質問に対して、県は条例は作らないとしてきましたが、もうそのような状況ではありません。県として、すぐれた条例に学び独自の規制条例を制定すべきですが、知事答弁を求めます。